

GENUINE ENABLING TECHNOLOGY LLC v. SONY GROUP CORPORATION 事件、上訴番号 2024-1686 (CAFC、2026 年 2 月 19 日)。Dyk 裁判官、Taranto 裁判官、Chen 裁判官による審理。デラウェア地区地方裁判所(Goldberg 裁判官)の判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Genuine Enabling Technology LLC(GET 社)は、必要となる専用コンピュータリソース数の削減のため、複数の入力ストリーム(例えば、キーボード、マウス、もしくはセンサー)を単一の通信チャンネルに結合するコンピュータ入力デバイスに関する特許を所有している。主張クレームには、「ユーザー入力ストリームを入力ストリームと同期させ、これを結合データストリームへと符号化するための符号化手段(encoding means for synchronizing the user input stream with the input stream and encoding the same into a combined data stream)」というミーンズ-プラス-ファンクション(means-plus-function)の限定が含まれている。Markman ヒアリングにおいて出された命令では、地方裁判所は、「符号化手段(encoding means)」が十分な構造を示していないとして、35 U.S.C. § 112(f)の適用を受けるとした。同裁判所は、これに対応する構造として、特許の図 4A 中のロジックブロック 34 を特定した。このロジックブロックには、ビットレートクロックを用いて入力ストリームを同期させる複数の構成要素が含まれている。

GET 社は、Sony 社の PlayStation 3 および PlayStation 4 のコントローラー、具体的にはボタンおよびセンサーの入力を同期させる Bluetooth モジュールが主張クレームを侵害していると主張した。ディスカバリー(証拠開示手続き)において、GET 社は構造的均等性を立証するために専門家の証言に依拠したが、この専門家による分析は、最終的にビットレートクロックにほぼ全面的に焦点を絞っており、ロジックブロック 34 のその他の構成要素を概ね無視するものであった。専門家の証言を制限する Daubert 裁定(ruling)が出された後、地方裁判所は、専門家が、開示された構造のうち省略された構成要素を均等論の分析においてなぜ無視し得るのかを説明するに足る事実上のサポートを提示しなかったとして、非侵害の正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を出した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、非侵害の正式事実審理なしでの判決を出したことは誤りであったか。否、原判決が確認支持された。

#### 審理内容:

CAFC は、GET 社が、被疑 Bluetooth モジュールが開示された構造と構造的に均等であるという十分な証拠を提示しなかったとした。ミーンズ-プラス-ファンクション(means-plus-function)の限定について、文言侵害の成立においては、被疑デバイスにおける関連構造が、クレームに記載されたものと同一の機能を果たし、かつ、明細書中の対応する構造と同一もしくは均等であることが必要とされる。構造上の均等性は、「機能-手段-結果(function-way-result)」テストに基づき判断される。

CAFC は、GET 社の専門家が、明細書において特定されたロジックブロック 34 の他の構成要素を無視し、ビットレートクロックの存在にほぼ概ね焦点を絞っていたとした。特許権者は厳密な構成要素ごとの比較を行う必要はないものの、開示された構造全体を考慮に入れる、もしくは省略された構成要素が重要でない理由を説明する必要がある。GET 社はそのようなことを行わなかった。この専門家の意見は、被疑デバイスが、開示された構造と実質的に同一の方法でクレームに記載の機能をどのように実行しているかについて十分な分析を行っていないため、重要な事実について真の争点が生じていると認めるに足る証拠とはなり得なかった。従って、CAFC は、地方裁判所による非侵害の正式事実審理なしでの判決を確認支持した。